

岐阜県公報

目次

告示

知事指定薬物の指定

(業務水道課)

ページ

号外(一) 平成二十七年五月二十二日

告示

岐阜県告示第三百四十九号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成二十七年五月二十二日

岐阜県知事 古田 肇

一 知事指定薬物の名称

- 1 二(四) クロロ ニ・五 シメトキシフェニル (三・四・五 トリメトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類 (通称名三OCNBOMe)
- 2 二(四) エチル ニ・五 シメトキシフェニル (ニメトキシベンジル) エタンアミン及びその塩類 (通称名二五ENBOMe)
- 3 三(二) ニメトキシベンジルアミノ (エチル) キナゾリン 二・四 (一H・三H) ジオン及びその塩類 (通称名RH三三四)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため。

三 指定の効力が発生する日

平成二十七年五月二十三日

平成二十七年五月二十二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社